

Sera SR-FP News 第 98 号 (2025.7 月号)

Sera Syakaihoken-Roumushi Financial-Planner News



発行日 2025.7.5

発行者 瀬良社会保険労務士・FP事務所

代表 瀬良孝司

今年の梅雨、関西以西では、早々と6月下旬に、東海地方もあけました。長くて暑い夏の到来です。近年毎年のように暑い夏となっています。多汗症の私にとって、好きな山登りもこの時期たいへんきびしいので、控えています。みなさま方も熱中症にお気を付けください。

さて、7月号をお届けします。ご参考ください。



紫陽花【茶屋ヶ坂公園】2025.6.25 撮影

【INDEX】

■ 税務・労務関係に関する情報	
7月の税務と労務の手続期限	1
【提出先・納付先】について	
■ 雇用に関する最新情報	
就職氷河期世代等に向けた支援プログラムの基本的な枠組みについて	2
■ 雇用に関する最新情報	
改正公益通報者保護法が成立しました	2
■ 特集	
遺族厚生年金の見直しについて	3
■ 調査結果より	
中小企業の正社員賃上げ率 4.03%	4
実施しない企業も 二極化傾向に	
□ PRIVATE	
蔵王山・金華山（宮城県）	4
V S 楽天イーグルス（楽天モバイルパーク）	

■ 税務・労務関係に関する情報

7月の税務と労務の手続期限【提出先・納付先】について

7月の税務と労務の手続き期限「提出先・納付先」についてご案内します。

10日

- 健保・厚年の報酬月額算定基礎届の提出期限【年金事務所または健保組合】＜7月1日現在＞
- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付【郵便局または銀行】
- 特例による源泉徴収税額の納付＜1月～6月分＞【郵便局または銀行】
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出【公共職業安定所】＜前月以降に採用した労働者がいる場合＞
- 労働保険の今年度の概算保険料の申告と昨年度分の確定保険料の申告書
提出期限＜年度更新＞【労働基準監督署】
- 労働保険料の納付＜延納第1期分＞【郵便局または銀行】

15日

- 所得税予定納税額の減額承認申請＜6月30日の現況＞の提出【税務署】
- 障害者・高齢者雇用状況報告書の提出【公共職業安定所】

31日

- 所得税予定納税額の納付＜第1期分＞【郵便局または銀行】
- 労働者死傷病報告の提出【労働基準監督署】＜休業4日未満、4月～6月分＞
- 健保・厚年保険料の納付【郵便局または銀行】
- 健康保険印紙受払等報告書の提出【年金事務所】
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出【公共職業安定所】
- 外国人雇用状況の届出（雇用保険の被保険者でない場合）＜雇入れ・離職の翌月末日＞【公共職業安定所】
- 固定資産税・都市計画税の納付＜第2期＞【郵便局または銀行】

※都・市町村によっては異なる月の場合がある。



■雇用に関する最新情報

就職氷河期世代等に向けた支援プログラムの基本的な枠組みについて

6月3日、第2回就職氷河期世代等支援に関する関係閣僚会議が開催され、就職氷河期世代等に向けた支援プログラムの基本的な枠組みが示されました。

■就職氷河期世代とは

1990年代～2000年代の雇用環境が厳しい時期に就職活動を行った世代を就職氷河期世代と呼び

・希望する就職ができず不本意ながら不安定な仕事に就いている

・無業の状態にある

・社会参加に向けた支援を必要とする

など、様々な課題に直面している方が多数います。

■支援プログラムの基本的な枠組み

次の3つの枠組みで構成されています。

○就労・処遇改善に向けた支援

○社会参加に向けた段階的支援

○高齢期を見据えた支援

ここでは、上記「就労・処遇改善に向けた支援」に関する主要内容で、26年度以降実施、検討等するものを紹介します。

1 相談対応等の伴走支援

賃金上昇する転職・処遇改善に資する公的職業訓練等の情報提供を専門窓口で行う取組みの開始を検討

2 リ・スキリングの支援

人材開発支援助成金について、正規転換を目的とするOFF-JTとOJTの組み合わせ訓練を行った場合の助成率を拡充（70%→75%）

3 就労を受け入れる事業者の支援

トライアル雇用助成金の拡充を検討（認定就労訓練事業（注）利用者の試行雇用を推進）

特定求職者雇用開発助成金の拡充を検討（認定就労訓練事業）利用者の試行雇用からの無期雇用化を推進）

（注）本人の状況に応じた柔軟な働き方をする必要のある生活困窮者に対し、法人が実施する訓練等の事業を認定するもの

4 介護に直面する者の介護離職防止に向けた支援

両立支援等助成金のさらなる拡充を検討（新たに有給の介護休暇を対象とする等）

5 公務員・教員としての採用拡大

「国家公務員中途採用者選考試験（就職氷河期世代）」の実施

試験・選考区分によらず、能力・実績に応じて速やかに昇任・昇格しやすくする仕組みを検討

6 業種別の就労支援（農業、建設業、物流業）

建設業・物流業の現場における働き方について知識・経験がない、就職氷河期世代を含む未就業者に対し、さらなる入職支援、魅力発信、企業情報の発信等に関し、調査・検討

今後は、来年度予算編成に向けて政策の検討をさらに深め、26～28年度の3年間における集中的な取組みとして実施するとされています。

■雇用に関する最新情報

改正公益通報者保護法が成立しました

6月4日に公益通報者保護法の一部を改正する法律案が参院本会議で可決、成立しました。公益通報者保護法は、従業員が公益のために事業者の法律違反行為の通報を行ったことを理由として解雇等の不利益な取扱いを受けることのないよう保護することを目的としており、下記について改正されます（公布から1年半以内に施行）

■フリーランスが「公益通報」の対象に

特定受託業務従事者（フリーランス）が公益通報者の範囲として追加されます。フリーランスや業務委託関係が終了して1年以内にフリーランスであった人が公益通報をしたことを理由に、業務委託に係る契約の解除等の不利益な取扱いをすることが禁止となります。

■「解雇・懲戒」が刑事罰の対象に

公益通報したことを理由に従業員などを解雇や懲戒処分にする行為を刑事罰の対象とし、処分を決めた担当者には「6か月以下の拘禁刑か30万円以下の罰金」を、法人には「3,000万円以下の罰金」を科すとしています。また、通報者が、通報後1年以内に解雇や懲戒を受けた場合は通報への報復を受けたと推定し、処分した側が「通報が理由ではない」と主張する場合はその立証責任を負うことになります。

一方、通報者への不当な配置転換や嫌がらせへの罰則については、今回の改正では見送られました。

■その他の改正事項

消費者庁長官の事業者（常時使用する労働者が300人超に限る）への執行権限の強化として、事業者への立入検査権、勧告に従わない場合の命令権が新設されました。また、通報妨害の禁止、公益通報者を探索する行為の禁止が新たに規定されました。

施行までに改正内容を把握し、自社の体制や運用を見直していくことが必要となります。

【公益通報とは】

国民生活の安全を脅かすような企業の不祥事が、毎年数多く報道されています。中には、企業内部の労働者からの通報がきっかけとなったものもみられます。このような通報は、被害の発生や拡大を防止するため、保護されなければなりません。

例えば、公益通報者保護法では、

「労働者が、不正の目的でなく、その労務提供先又はその役員・従業員等について一定の法令違反行為が生じ、またはまさに生じようとしていることを、その労務提供先や行政機関、外部機関に対して通報すること」を公益通報であると規定しています。

この以外にも公益通報にはいろいろなパターンがあります。通報者は、公益通報をしたことを理由とした解雇や、その他の不利益な取り扱いから保護されます。

遺族厚生年金の見直しについて

遺族年金の見直しをめぐり、SNS等に“5年で打ち切り”“大幅カット”といった投稿がなされ、国会議員に苦情が寄せられていると報じられています。こうした反応を受け、厚生労働省は6月3日、「遺族厚生年金の見直しに関するご指摘への考え方」を示しました。以下概要についてご案内します。

■遺族年金とは

会社員（第2号被保険者）の場合

厚生年金
国民年金



遺族厚生年金
遺族国民年金

- ・要件を満たせばどちらももらえる
- ・遺族で最も優先順位が高い方が受給

■遺族厚生年金とは

亡くなった方が保険料納付などの要件を満たしていれば、その遺族が受け取ることができます。

【亡くなった方の要件】

- ・現役会社員の死亡（一定の納付要件を満たすこと）
- ・病気・けがで会社を退職後5年以内で死亡（一定の納付要件を満たすこと）
- ・障害等級1級・2級の障害厚生年金を受給していた方の死亡
- ・保険料を納付・免除した期間が合計25年以上ある

■遺族厚生年金の見直し～どこがかわるのか～

女性の就職率に合わせて、遺族厚生年金の男女差が解消されます。男性は2028年4月から、女性は2028年4月から20年かけて段階的に実施されます。

現在の仕組み		見直し後	
女性	30歳未満で死別：5年間の有期給付	男女共通	60歳未満で死別：原則5年間の有期給付 配慮が必要な場合は5年目以降も継続 ○有期給付の収入要件(年収850万円未満)の廃止 ○年金額の増(有期給付加算、死亡分割)
	30歳以上で死別：無期給付		
男性	55歳未満で死別：給付なし		60歳以上で死別：無期給付(現行どおり)
	55歳以上で死別：60歳から無期給付		

いずれも、こどものいない場合（こどもとは、18歳になった年度末までまたは障害の状態にある場合は20歳未満の方をいう）こどもがいる場合は、上記年齢を超える場合は現行制度と同じ。超えた後から原則5年の加算によって増額された有期給付＋継続給付となる

【例】こどものいない方が30歳で配偶者を亡くした場合（男女共通）

配偶者の死亡 (30歳)	有期給付加算 遺族厚生年金	所得や障害で配慮が必要な場合 5年目以降も給付を継続（最長65歳まで）	死亡分割 老齢厚生年金
	5年経過 (35歳)		65歳

■見直しの対象者～既に遺族厚生年金を受給している方等は見直しの対象外～

見直しの施行直後に原則5年の有期給付の対象となるのは、18歳年度末までの子がない、2028年度末時点で40歳未満の女性で、既に遺族厚生年金を受給している方や60歳以降に遺族厚生年金の受給権が発生する方、2028年度に40歳以上になる女性には、影響はありません。

18歳年度末までの子がいる方は、子が18歳年度末になるまでの間の給付内容は現行制度と同じです。

■「5年の有期給付」について

見直し後は、60歳未満で死別した場合、原則5年間の有期給付となりますが、この給付には加算が上乗せされ、5年有期給付の遺族厚生年金の額は現在の約1.3倍となります。要件を満たす方は、中高齢寡婦加算も支給されます。

また、障害年金受給権者や単身で就労収入が月額約10万円以下の方は継続給付として引き続き増額された遺族厚生年金が支給され、収入が増加するにつれて収入と年金の合計額が緩やかに増加するよう年金額が調整されます。

■遺族厚生年金の男女差の解消

現行では、女性が30歳以上で死別した場合に無期給付となる一方、男性は55歳未満で死別した場合給付がなく、55歳以上で死別した場合、60歳から無期給付となります。

見直し後は、男女ともに収入要件がなくなり、上記の給付が受けられるようになります。

■調査結果より

中小企業の正社員賃上げ率 4.03% 実施しない企業も 二極化傾向に ～日本商工会議所・東京商工会議所の調査～

日本商工会議所・東京商工会議所は6月4日、「中小企業の賃金改定に関する調査」集計結果を発表しました。全国の会員企業を対象に調査したもので、2025年4月14日から5月16日にかけて行い、3,042社から回答を得ました。

定期昇給とベースアップを合わせた正社員の賃上げ率が平均で4%を超えましたが、一方で、賃上げしない企業も全体の2割に及び、二極化の傾向がみられるとしています。

■賃上げを実施する企業は全体で約7割、20人以下の小規模企業で約6割

2025年度に賃上げを実施した企業（予定を含む）は69.6%と、前年より4.7ポイント低下しました。20人以下の小規模企業では57.7%で5.6ポイント低下しています。

また、現時点で「未定」との回答は23.5%で3.1ポイント上昇。価格転嫁の遅れや米国関税措置等で先行き不透明感を懸念する声もあり、昨年に比べ、「未定」の回答が増加しています。

■正社員の賃上げ率は4.03%、昨年比0.41ポイントの増加

中小企業全体の正社員の賃上げ額（月給）は、加重平均で1万1,074円と、昨年より1,412円上回り

ました。賃上げ率は4.03%で、昨年対比では、0.41ポイント増加しています。

20人以下の小規模企業では、賃上げ額（月給）は加重平均9,568円、賃上げ率は3.54%で、昨年より0.20ポイントの増加です。

■パート・アルバイトの賃上げ率は4.21%、昨年比0.78ポイントの上昇

パート・アルバイト等の賃上げ額（時給）は46.5円、賃上げ率は4.21%で0.78ポイントの増加です。

一方、20人以下の小規模企業では、賃上げ額は37.4円、賃上げ率は3.30%で、昨年より0.58ポイントの減少となっています。

賃上げ率は全体では4%を超えるなど、中小企業も賃上げに最大限努力していますが、小規模企業は全体と比較し賃上げ額・率ともに低位となっていることから、より重点的な支援が求められます。



□PRIVATE

蔵王山・金華山(宮城県)

2日間楽天モバイルパーク宮城での交流戦を観戦した後、山の会メンバーと合流、7人で蔵王山と金華山（石巻市）に登ってきました。ご承知のとおり蔵王はお釜で有名ですね。3回目ですが、いつ来てもスケールの大きさに圧倒します。前回山形県の蔵王温泉側から登りましたが、今回は宮城県側から登りました。

2日目は石巻にある金華山です。ここは、離島のため海上タクシーで行きました。山ヒルのいることで有名ですが、万全の準備をしていきました。頂上からの太平洋の眺めは最高です。

VS 楽天イーグルス(楽天モバイルパーク)

40人の虎友たちと交流戦観戦のため、仙台にある楽天モバイルパークに行ってきました。残念ながら観戦した2試合ともさよなら負けという悪夢ではありましたが、虎友と一緒に楽しく応援してきました。「勝っても負けても虎命」です。ハイ。



蔵王のお釜



金華山から太平洋



名古屋から参上「勝ちてえがやっ！」



試合後の大反省会

瀬良社会保険労務士・FP事務所

代表 瀬良 孝司

〒458-0826

名古屋市緑区平子が丘3029

TEL 052-623-8769 090-9910-2988

FAX 052-623-8769

E-mail mount-like94@ksh.biglobe.ne.jp

<http://www7b.biglobe.ne.jp/~sr-sera/> (事務所 HP)

<http://www7b.biglobe.ne.jp/~yamasuki-serappe/> (PRIVATE)